

## (事業概要) 就労継続支援B型事業所利用者支援事業

新型コロナウイルス感染症拡大の影響等による生産活動減退に伴う、収益・工賃の減少を支援する。

### 1 対象事業所

次の要件に該当すること

- (1) 令和2年度第一四半期及び第二四半期の就労支援事業会計収益が、前年同期比で減少していること
- (2) 一人当たり就労支援事業活動増減差額が前年同期で減少していること  
( (1) 同期比 )
- (3) 申請日時点で兵庫県が指定する就労継続支援B型事業所を運営していること
- (4) 令和2年3月31日までに就労継続支援B型事業所の県の指定を受け、運営を開始していること
- (5) 令和2年6月26日付けユ第1079号「令和元年度工賃(賃金)実績報告等について」にある、令和元年度工賃(賃金)実績を提出していること
- (6) 平成30年5月7日付けユ第1041号「工賃向上計画の策定・提出について」にある工賃向上計画を提出していること(平成30年5月以降に新規指定の事業所については、指定後6か月以内に工賃向上計画を提出することとしている)

### 2 対象期間

令和2年4月から9月

### 3 補助金交付額

補助金交付申請書(様式第1号)による事業所からの申請額の範囲内で県知事が必要と認めた額とし、補助金交付額に1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。

ただし、対象経費のうち、国又は地方公共団体から他の補助金等の交付を受けている事業所については、本事業の補助対象とはならない。

### 4 申請期限

第一四半期分 令和2年 9月 4日(金) 必着(郵送)

※期限を過ぎていますが、申請希望のある事業所は県ユニバーサル推進課にお問い合わせください。

第二四半期分 令和2年11月20日(金) 必着(郵送)

### 5 申請時提出物

県ホームページに掲載していますので、そちらを参照してください。

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/korona\\_jigyuu.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/korona_jigyuu.html)

(ホーム > 暮らし・教育 > 健康・福祉 > 障害福祉サービス・障害者支援 > 新型コロナウイルス感染症対策事業(障害福祉サービス等事業者向け))